

中学校国語・書写 学習指導要領 一改訂の概要

○年間の授業時数

①現行時数からの変更はない（学校教育法施行規則）。

第1・2学年 140時間

第3学年 105時間

（書写を含む）

○育成すべき資質・能力に基づく枠組みの採用

①教科の「目標」が、上位目標と、資質・能力の三つの柱に対応した下位目標(1)(2)(3)とで構成されている。

(1) 知識及び技能

(2) 思考力、判断力、表現力等

(3) 学びに向かう力、人間性等

各学年の「目標」も、この三つの柱に対応するかたちで示されている（全学年共通）。

* 上位目標に国語科の教科特性を端的に示す語句として「言葉による見方・考え方」が示された。

* 「言語活動」が目標へ格上げされた。

②各学年の「内容」については、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」それぞれについて示す形式とされている。

○教科構造（3つの資質・能力）と内容

①知識及び技能

* 現行「伝統的な言語文化と国語の特質」のほとんどが入っている（語句・文法・漢字・書写）。

* 「語彙」の拡充と活用の重視。

* 「伝統的な言語文化」が「言語文化」へ。

* 現行「読むこと」の「音読」や「読書」が移動。

* 新規に「情報の扱い」が入る（小・中とも「思考法」を扱う）。

②思考力、判断力、表現力等

* 現行「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」が領域名のままりニューアル。

* 現行「言語活動例」が分量をそのままにリニューアル。

その際、「主体的・対話的で深い学び（旧アクティブ・ラーニング）」の視点は、この「言語活動」の質的な向上をもたらすものという位置づけにある。

③学びに向かう力、人間性等

* 各教科の指導事項では直接取り上げない

○移行措置に関わる変更（〔知識及び技能〕）

①漢字配当：以下の漢字が小学校4年生に移る。

茨	媛	岡	湯	岐	熊
香	佐	埼	崎	滋	鹿
縄	井	沖	栃	奈	梨
阪	阜				（計20字）

②言葉の由来や変化：共通語と方言に関する事項が中学校2年生から中学校1年生に移る。

○内容の取り扱い

①「話すこと・聞くこと」「書くこと」の時数を引き続き明示。現行時数からの変更はない。

* 「話すこと・聞くこと」

第1・2学年 年間15～25時間程度

第3学年 年間10～20時間程度

* 「書くこと」

第1・2学年 年間30～40時間程度

第3学年 年間20～30時間程度

②書写の時数は、現行時数からの変更はない。

第1・2学年 年間20時間程度

第3学年 年間10時間程度

③ICT（コンピューターや情報ネットワークを積極的に活用）が入る。

③「説明的な文章については、適宜、図表や写真などを含むもの」が全体にかかる課題に追加される。これは、PIZA調査の結果が反映されていると考えられる。